

# 社会資源との連携・協働

## — 目次 —

### ◎はじめに

- ・ 研修の目的

### ◎本編

- ・ 社会資源との連携・協働とは
- ・ 社会資源との連携・協働の必要性
- ・ 社会資源との連携・協働のレベル
- ・ 社会資源との連携・協働のステップ
- ・ さまざまな連携・協働におけるポイント
- ・ 連携・協働は自立支援の大きな力
- ・ ワーク1・2 家族関係図(ジェノグラム)・社会資源関係図(エコマップ)

### ◎おわりに

- ・ 研修の振り返り
- ・ 出典

### ◎参考資料

## 研修の目的



### 本項での 学び

- ▶ 社会資源との連携・協働の目的および意義を理解する
- ▶ 社会資源との連携・協働におけるポイントを理解する

◎ あなた（受講者）自身が考える、この研修の目的を書いてみましょう。

2

## TALK ABOUT 「社会資源との連携・協働」

🗨️ 近くの人と、自由に話してみましよう

例：日頃、どのような  
関係機関と連携していますか？

- スムーズ連携できていますか？
- 苦労したエピソードはありますか？



### グラウンドルール

- ・ 批判しない
- ・ みんなの意見を聞く
- ・ 答えを出さない



関係機関との連携なしには  
仕事はすまないのですが…。

3

## 社会資源との連携・協働とは

### 連携とは・・・

「同じ目的を持つ者が、互いに連絡をとり、協力しあって物事を行うこと」（広辞苑 第7版）と定義されています。

### 協働とは・・・

連携が意味する連絡・協力体制よりも、一層、被保護者の支援に関係する人びとが「一緒に取り組む」姿勢が強調された概念であり、そこには被保護者と一緒に取り組むという意味も含まれています。

### 連携・協働とは・・・

**被保護者が課題解決に取り組んだり、生活が安心して営めるように、被保護者や被保護者を取り巻く環境に協力し合って働きかけていくことと考えられます。**

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p56-57をもとに作成。

4

## 社会資源との連携・協働の必要性

### 連携・協働が求められる背景

被保護者への自立支援を行うにあたり、福祉・保健医療・労働・司法などの関係機関のみならず、地域にある企業、NPO法人などの民間団体、住民とも協働し、新たな福祉課題に対応していくことが求められるようになりました。

### 連携・共同体制を構築する意義・必要性

- ①被保護者への的確かつ効果的な支援の実施
- ②被保護者自身の新たな人間関係の構築を通じた多様な考え方にふれる機会の創出
- ③新たな支援体制の構築や地域資源開発の推進

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p57をもとに作成。

5

# 社会資源との連携・協働のレベル

## (1) 福祉各法との連携・協働

### ① 同一事務所内の各法ソーシャルワーカーなどとの連携・協働

→被保護者の生活課題に応じて、各法ソーシャルワーカーなどと連携・協働を図りながら生活保護実践を行うことが大切になります。

**同一組織内という利点**があり、**連絡調整が最も密にとれ、課題に即応できる関係にある**といえるでしょう。

### ② 郡部福祉事務所（県所管）の生活保護ケースワーカーと身体障害者福祉、知的障害者福祉、老人福祉関係の町村役場の担当職員との連携・協働

→町村役場においては、高齢者、身体障害者および知的障害者の入所にかかわる相談援助活動が展開されています。被保護者においても、こうした世帯が増加していることをふまえると、**郡部福祉事務所の生活保護ケースワーカーは、よりいっそう町村役場と一体となり、相談援助活動の展開や在宅サービス・施設サービスの提供を進めていく**必要があります。

出典：岡部卓『新版 生活保護ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年,p72

6

# 社会資源との連携・協働のレベル

### ③ 児童相談所、身体障害者・知的障害者更生相談所、婦人相談所などの福祉専門行政機関との連携・協働

→児童家庭問題について、**対応が難しいものについては児童相談所が、軽易なものについては福祉事務所が担当**することになっています。

女性相談は福祉事務所内に配属されている婦人相談員と連携・協働し、**婦人相談所での一時保護や婦人保護施設の入所の必要性などを検討**していく必要があります。

身体障害者・知的障害者更生相談所との連携・協働については、各法担当ソーシャルワーカーと連携・協働し、**同機関での相談と医学的、心理的、職能的判定およびサービス給付**（補装具の処方・在宅および施設にかかわる自立支援給付の支給決定）について意見をもらいます。

### ④ 在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどサービス調整・提供機関のソーシャルワーカー・ケアマネジャーとの連携・協働

→地域のサービス提供機関と連絡調整を行いながら、**被保護者の在宅生活の維持強化あるいは退院・退所後の在宅生活の途を切り拓く**必要があります。

出典：岡部卓『新版 生活保護ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年,p75

7

# 社会資源との連携・協働のレベル

## (2) 保健・医療との連携・協働

### ①保健との連携・協働

→要介護高齢者、一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯、障害者世帯、母子世帯、傷病者世帯などにとって**健康をどのように回復、維持、向上させていくか**は重要なことです。保健所、市町村保健センター、訪問看護ステーション・地域包括支援センター等の保健師など保健関係者と連絡調整をしながら、相談援助活動にあたる必要があります。

ここでは、保健師、看護師などとの関係が重要になってきます。

# 社会資源との連携・協働のレベル

## (2) 保健・医療との連携・協働

### ②医療との連携・協働

→被保護者が療養に対して積極的に病識や治療に関する意欲を起こすのは、**生活保護ケースワーカーは当然のこと、医療関係者がどの程度被保護者にはたらきかけることができるかに左右されます**。医療関係者は、被保護者に対し、傷病についての理解と同意を求め、治療を円滑に進めなければなりません。

福祉事務所に配属している嘱託医から、**レセプトの見方、傷病や治療に関する基本的で重要な事柄、あるいは相談援助活動をすすめるうえで専門的なアドバイスなどを受けることも大切なことです**。とりわけ、長期療養に及んでいる方や難治性の疾病を抱える方に対する援助方針策定や見直しには、医療関係者の知見が必要不可欠です。

また、**就労能力の一部をなす身体能力の程度を確認するうえで、医学的診断は重要な要素**となります。しかし、**医学的診断はあくまでも身体的・精神的側面での判定であり、就労の可否に直結するものではありません**。重要な判断材料の一つとして活用するようにしてください。

ここでは、医師、看護師、医療ソーシャルワーカーとの連携・協働が重要になってきます。

## 社会資源との連携・協働のレベル

### (3) 就労斡旋機関との連携・協働

労働能力を活用するうえでは、年齢、性別、身体状況、障害の有無や程度、学歴、資格、これまでのキャリアなどから判断し、就労支援を行います。公共職業安定所（ハローワーク）、シルバー人材センターなどの機関との連携を考える必要があります。

就労し収入を得ることも大切ですが、**被保護者が将来的にも経済的な安定が得られること、またその人の能力が最大限発揮できるよう福祉的就労、生きがい就労、社会参加などといった幅広い視点かつ柔軟な発想をもって就労支援に取り組むことが大切**です。

ここでは、各機関担当者との関係が重要となってきます。

## 社会資源との連携・協働のレベル

### (4) 地域との連携・協働

#### ① 地域の社会資源とりわけ民生委員・児童委員との連携・協働

→民生委員、児童委員には、**被保護者の生活状態を適宜把握してもらう**とともに、**被保護者に何か困ったこと、不測の事態が生じたときに**報告・連絡を行いつつ対処を検討する必要があります。  
**日ごろからの関係性、信頼関係が大切**です。

#### ② 親族、近隣の人びとなどインフォーマルな人たちとの連携・協働

→被保護者の問題・課題解決に向けたインフォーマルな精神的・物的支援は、被保護者の生活の支えとなります。とりわけ、役所の休庁期間など、**公的機関のかかわりができないときは、親族、近隣などの協力が不可欠**となります。**ただし、被保護者のプライバシーには留意**しなければなりません。

# 社会資源との連携・協働のレベル

## (5) その他

社会保険事務所、労働基準監督署、家庭裁判所、警察署、消防署などの連携も念頭において相談援助活動を行ってください。

また、場合によっては、ガス会社、電力会社、水道事業者から被保護者の生活情報を得ることもあります。

# 社会資源との連携・協働のステップ

## STEP ①

### 被保護者を中心とした体制構築

被保護者に対して、できる限りチームで関わること、どんなメンバーが連携・協働するかを被保護者自身が理解できるように説明し、同意を得ることを心がけてください。

## STEP ②

### メンバー同士の相互理解

関係機関の方々とは、お互いの役割や「できること」「できないこと」を共有しておく必要があります。こうした相互理解がない場合、お互いに無理な対応を期待してしまう、責任を押し付けあうということが起こりやすくなります。チームで支援をする場合は、できるだけミーティングやカンファレンスなど、直接顔を合わせる機会をつくってください。

## STEP ③

### 適切な情報共有

特にこれからの時代は、連携・協働の際に守秘義務を課されている専門職ばかりでなく、地域住民など様々な人がメンバーとなる可能性があります。まずは、連携・協働するメンバーを理解したうえで、共有すべき情報を適切に判断する必要があります。



# 社会資源との連携・協働のステップ

## メンバー同士の相互理解のコツ👂

ミーティングやカンファレンスをよりよいものにするために、自己紹介を少し工夫してみましょう。

- ▶ **今の仕事を「漢字一文字」であらわすと？  
そしてその理由は？**
- ▶ **最近嬉しかったことは？**
- ▶ **これまでの経験を話してみる**
- ▶ **これだけは任せて！という得意分野は？  
（仕事のこととそれ以外のことで1つずつ） など**

お互いのプロフィールやその人の持ち味が伝わるような自己紹介をすることで、**それぞれがもっているものを生かした支援体制を構築することが可能**になります。**何より、安心感が生まれます**。ぜひ、おためしください！

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p58をもとに作成。

14

## さまざまな連携・協働におけるポイント①

### (1) 職場内の連携・協働

#### 職場内での相互理解

よりよい援助・支援を行ううえでは、まずは職場内での相互理解を図ることが不可欠です。

#### それぞれの役割を知る

よりよい援助・支援を行ううえでは、まずは職場内での相互理解を図ることが不可欠です。現在の福祉事務所（保護担当課）には、所長、課長、係長、査察指導員、ケースワーカー、面接相談員、就労支援員に代表される自立支援を担う専門職員、事務職員など様々な業務を担う担当職員がともに働いています。皆さまの職場では、それぞれの守備範囲や業務特性などを理解し合えていますか。

また、援助や支援の場面において、例えば「**ケースワーカーは厳しい役**」「**支援員はやさしい役**」など、**役割を固定**して考えてしまっていないか。職場内では、常に「**すべての職員が住民の命と生活を支え、一人ひとりがよりよい生活が営めるようにすることを目的として組織で仕事をしている**」ということを共有しておきたいものです。

#### 職員のもつネットワークは宝の山！

職員一人がそれぞれの経験のなかで培ったネットワークは、組織の連携・協働の体制を豊かにする宝物です。

**日頃から、個々の経験やネットワークを共有**し、連携・協働の場面に活かしてください。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p59をもとに作成。

15



## さまざまな連携・協働におけるポイント②

### (2) 関係機関との連携・協働

#### 顔の見える関係づくりを

連携・協働を円滑なものにできるかどうかは、「相互理解」をいかに図っていくかにかかっていると言っても過言ではありません。お互いに多忙な中で、電話だけでやりとりすることも少なくないでしょうが、もし、電話だけでは「うまくいかない」と感じたときは、**直接訪問して、話をしてみることをおすすめします**。そうすることで、「うまくいかない」と感じた背景や状況を理解できることもあります。この場合、「待ちの姿勢」ではなく、**積極的に出向いていくことがポイント**です。

#### 組織的な関係構築も重要

関係機関との連携・協働については、**組織的に取り組むことがとても重要**です。日常的にやりとりすることの多い医療機関、社会福祉施設・事業所、ハローワークなどについては、新任ケースワーカーが着任してできるだけ早い時期に、場所と担当者を紹介するかたちでの訪問をすることが望ましく思われます。査察指導員や、先輩ケースワーカーの少しの配慮で、組織的な連携・協働の体制が構築されるものと期待されます。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p59-60をもとに作成。

16

## さまざまな連携・協働におけるポイント③

### (3) 地域の方がたとの連携・協働

#### 地域の方がたとの連携・協働における配慮

地域にある企業、NPO法人、住民との協働の際に今一度確認したいのは、**被保護者が生活保護を受給していることは、ケースワーカーが守るべき個人情報である**ということです。地域の方がたとの連携・協働の体制構築の際には、ステップ1・2・3の基本に立ち戻っていただくとともに、不必要に地域の方がたに生活保護を受給していることを明かさぬよう、配慮したいものです。

#### 生活保護制度の理念の周知を大切に

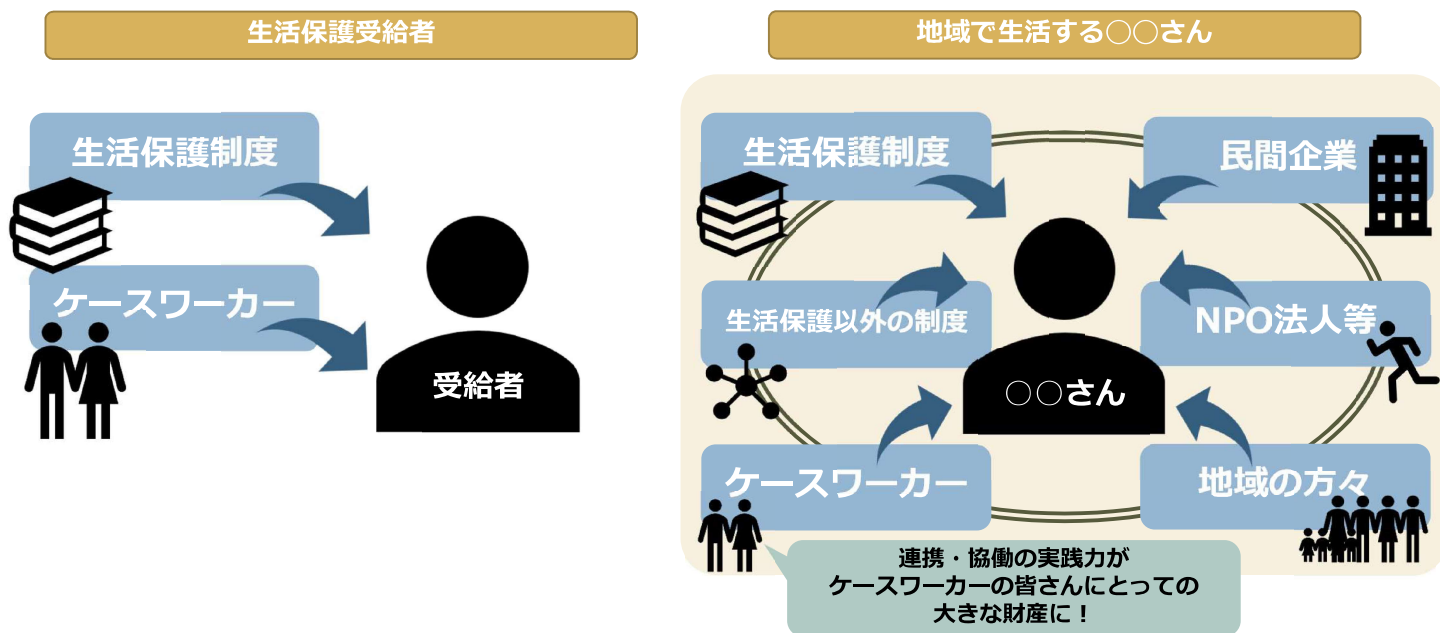
生活保護制度は、残念ながら制度の理念や考え方が、正しい形で一般市民に理解されていない状況があります。現在の生活保護法は、**貧困に陥った理由を表層的にとらえることなく、無差別平等に制度の実施を通して「健康で文化的な最低限度の生活」を保障していくことを規定**しています。地域の方がたとの連携・協働の機会には、「保護のしおり」を活用していただきながら、**生活保護制度の正しい理念、あり方の周知**に努めていただきたいと思います。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p60-61をもとに作成。

17

# 連携・協働は自立支援の大きな力

自立支援をよりよく実施するために・・・



自立支援をよりよく実施するには、「生活保護受給者」ではなく、「地域で生活する〇〇さん」として、**さまざまな人との連携・協働の体制の中で、それぞれのペースでチャレンジできる環境づくり**が不可欠です。被保護者に「生活保護制度」「ケースワーカー」しかないという環境は、望ましいものではありません。**さまざまな方々との連携・協働体制こそが、生活保護受給者の自立支援の大きな力**になります。ぜひ協力し合える仲間を増やし、ネットワークを広げていってください。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p61をもとに作成。

18

## 研修の振り返り

研修前にあなたが考えた目標に対する達成度をチェックしてみましょう

- ▶ チェックしてみましょう→ 達成！ ・ まあまあ達成！ ・ もう少し！ ・ いまいち！
- ▶ なぜそう思いましたか？理由を書いてみましょう

この研修で学べてよかったと思うことを書いてみましょう

学んだことを支援にどう「活かす」か、考えてみましょう

19

## 【本研修教材作成に用いた資料】

- 新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年.
- 岡部卓『新版 生活保護ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年.
- 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月.

ぜひ一度、目を通してみてください！



## 【参考資料】

### 社会資源関係図（エコマップ）

◆社会資源関係図（エコマップ）とは  
社会資源関係図（エコマップ：eco map）とは、被保護者をめぐる人たちと社会資源、そしてそれらの関係を加えて表記したもの。

◆エコマップの書き方

□ 男性    ○ 女性    ⊗ 死亡

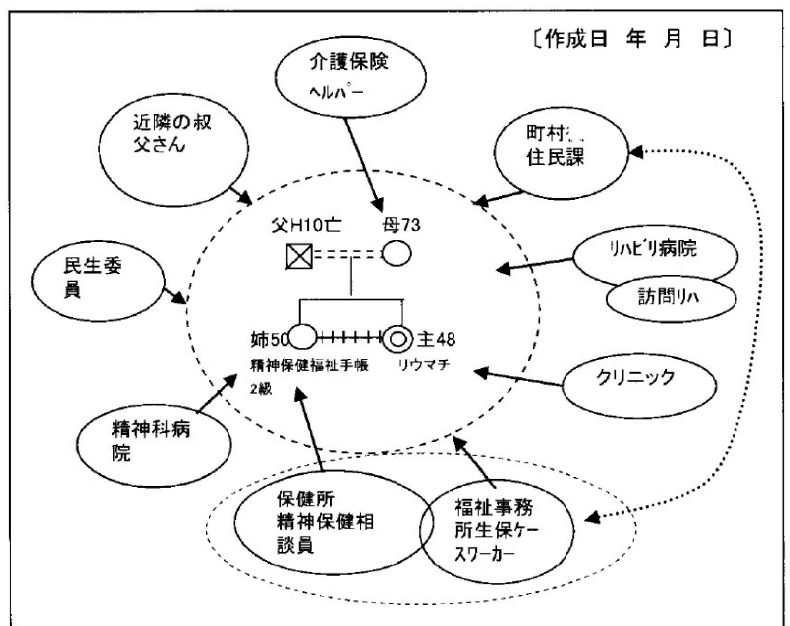
—— 強い関係

..... 弱い関係

++++ ストレスや葛藤のある関係

→ ← 支援の働きかけ、  
↔ エネルギーの向かう方向

◆エコマップの例



被保護者を取りまく社会資源を整理したいときに活用してください！

